

令和3年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
1	社会福祉法人	令和3年8月5日	評議員会の招集について、期限までに評議員へ発出されていないものがありました。評議員会の招集に当たっては、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条の規定に基づき、1週間前(中7日)までに評議員へ発出してください。	次回以降の評議員会は、1週間前(中7日)に招集文書を発出する。
	新潟市社会福祉協議会	実地	職員を兼ねている評議員がいます。社会福祉法第40条の2に基づき、評議員は職員を兼ねることができませんので、改めてください。	決議の省略によって行う第210回理事会の提案事項の中で、当該評議員の解任及び後任評議員候補者の推薦を行い、令和3年10月以降開催の評議員選任・解任委員会で選任する予定。なお、今後評議員候補者を推薦する際は人事担当に職員の有無を確認してから推薦する。
			理事会への出席について、連続して理事会を欠席している理事がいました。平成29年4月27日社援発0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(指導監査ガイドライン)に基づき、実際に法人運営に参加できないものが名目的に選任されたものとならないよう、日程調整を見直す等、役員の欠席が連続しないよう配慮してください。なお、本人の体調不良や自然災害などによる場合はその理由を記録に残してください。	理事会の出欠席確認の際注意するとともに、急な業務、体調不良、自然災害等の不可避な理由で欠席する場合は記録残しておく。
			小口現金について、経理規程第28条第2項では保有限度額を10万円と定めていますが、実態としては、法人本部及び各区社協においてそれぞれ10万円までとして運用されていました。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」1(4)に基づき、会計処理については経理規程の定めに基づき実施してください。また、経理規程の内容が実情と異なる場合は経理規程10条に定める手続きを経て、経理規程を改正してください。	小口現金の保管区分を明確にするため、第210回理事会で、小口現金を保管するサービス区分を「法人運営」及び「各区社協(社会福祉事業)」(全8区社協)と規定する経理規程の一部改正を提案。

令和3年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
2	社会福祉法人	令和3年8月5日	理事、監事、評議員の選任にあたり欠格事由の該当の有無について確認していませんでした。平成29年4月27日社援発0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(指導監査ガイドライン)に基づき、欠格事由の該当の有無を確認してください。	理事会および評議員会の会議、役員改選期における手続き等を再度改めて確認するとともに、確認内容を関係者で統一を図り対応する。
	新潟しなの福祉会	実地	理事及び監事の選任にあたり、理事会でその候補者を決議していませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条に基づき、評議員会の議題・議案については理事会で決議してください。	理事会および評議員会の会議、役員改選期における手続き等を再度改めて確認するとともに、確認内容を関係者で統一を図り対応する。
	監事の選任にあたり、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	理事会および評議員会の会議、役員改選期における手続き等を再度改めて確認するとともに、確認内容を関係者で統一を図り対応する。		
	監事の理事会への出席について、2回連続して欠席している監事がありました。社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条に基づき、監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べてください。また、日程調整の見直し等、役員の欠席が連続しないように配慮してください。なお、自然災害や本人の体調不良による場合はその理由を記録に残してください。	如何なる状況でも欠席内容を会議録に残しておく。		
	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」6に基づき、貸借対照表の固定負債に計上されている設備資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものについては、「1年以内返済予定設備資金借入金」として流動負債に計上してください。	令和3年度より振替仕訳を計上する。		
	令和2年3月の理事会で承認された当初予算額と、令和2年度の資金収支計算書の予算額が一致していませんでした。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」2に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は、理事会で承認された予算額と一致させてください。	再度の見直しを行う。		
	計算書類に対する注記について、「法人全体の注記に全ての拠点区分名称が記載されていない」、「本部拠点区分の固定資産について、「その他固定資産」の記載が無い」、「あどばんす拠点区分の減価償却費について前年度の数値が記載されている」、「注記内で財務諸表(現在は計算書類と表記)という文言が使用されている」等の問題が確認されました。会計基準省令第29条に基づき、計算書類の注記事項は適正に記載してください。	会計事務所と連携を図り、再度の見直しと確認を行う。		
	計算書類の附属明細書について、「拠点区分間繰入金明細書」がありませんでした。会計基準省令第30条に基づき、計算書類の附属明細書は適正に記載してください。	決算書の全ての数字に対して書類を作成する。		

令和3年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
3	社会福祉法人	令和3年8月6日	インターネットで公表している定款が、直近(令和元年9月25日施行)のものではありませんでした。社会福祉法第59条の2第1項第1号に基づき、最新の定款を公表してください。	最新の定款を公表しました。
	燕・西蒲原福祉会	実地	令和3年8月2日時点の法人登記事項全部事項証明書で、令和元年度末の資産総額は令和2年12月11日に登記し、令和2年度末の資産総額と令和3年度の理事長重任は記載されていませんでした。登記手続中とのことですが、組合等登記令第3条の規定に基づき、理事長の重任登記は変更から2週間以内に、資産の総額については会計年度終了後3ヶ月以内に変更登記をしてください。	登記手続中です。
			監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	新監事2名についての現(旧)監事2名からの同意書による同意を得ました。
			評議員会の招集について、理事会の決議により定められていませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の開催にあたっては理事会の決議により日時及び場所並びに議題・議案を決定したのちに、評議員に対し招集を通知してください。	次回より評議員会の開催にあたっては理事会の決議により日時及び場所並びに議題・議案を決定したのちに、評議員に対し招集を通知することとします。

令和3年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
4	社会福祉法人	令和3年8月11日	登記について、公益事業の内容が登記されていませんでした。組合等登記令第2条第2項に基づき、変更が生じた2週間以内に変更登記をしてください。	指摘を受けた後、速やかに登記した。
	遊生会	実地	定款について、「老人デイサービス事業の経営」と記載がありますが、現在、その事業は指定の更新を受けておらず事実と異なっていました。社会福祉法第31条第1項に基づき、速やかに定款から削除してください。	現在定款変更認可申請中。
			役員の欠格事由の確認について、欠格事由を有する者や反社会勢力に該当する者が選任されていないか確認したかどうか確認できない方がいました。確認したことがわかるよう誓約書等の書類を残してください。	監査後、当人より速やかに回収した。
			公益事業の会計処理について、事業区分を設けていませんでした。公益事業の経理区分については、平成29年4月27日社援発0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(指導監査ガイドライン)に基づき、社会福祉事業とは区別し、公益事業としての事業区分を設け、作成すべき計算書類等を作成してください。	現在は返済のみのため現状のままとするが、今後貸付を行う場合には、経理規程を変更し、公益事業の区分を設け、その上で計算書類の様式を変更する。

令和3年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
5	社会福祉法人	令和3年8月18日	<p>計算書類の整合性について、資金収支計算書の予算欄の額と、理事会で承認された最終補正予算の額に不一致がありましたので、「平成29年4月27日社援発0427第1号(最終改訂令和2年9月11日)社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)」に基づき、今後は適切に作成してください。</p>	<p>この度の指摘を受け、予算書及び計算書作成時に更に十分な確認を複数の職員で確認します。なお、理事会で承認された令和2年度の決算書については、主たる事務所へ据置き・閲覧する決算書及び理事会議事録に予算額に誤りがある旨の注意書きを添付します。</p>
	フレンドランド福祉会	実地	<p>随意契約について、見積合わせを行っていませんでした。随意契約については、「平成29年3月29日社援基発0329第1号「社会福祉法人における入札契約等の取り扱いについて」1(3)」及び「経理規程第72条」に基づき、随意契約が可能な金額であっても、軽微なものを除き、見積合わせを行い、相手先を決定してください。なお、特定の二者と随意契約する場合は、その理由を明確にし、記録に残してください。</p>	<p>契約事務に関して取扱マニュアルを作成するとともに物品購入時や契約締結時に決裁を受ける際の様式の見直しを行い、合同管理者会議で説明を行いました。</p>

令和3年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	監査結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項の内容	改善結果
6	社会福祉法人	令和3年8月19日	役員等に対する報酬規程における支給方法について、社会福祉法施行規則第2条の42に基づき、支給の時期についても定めて明記してください。	令和4年3月の評議員会で報酬規程を改正します。
	とよさか福祉会	実地	評議員会及び理事会の招集通知から開催までの期間が1週間(中7日)ありませんでした。社援発第0427第1号(最終改訂:令和2年9月11日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、評議員会及び理事会の開催日は招集通知発出日から1週間以上(中7日以上)の間隔を確保してください。	次回理事会開催通知から改善します。
			理事会で決議された評議員会の議題・議案と、評議員会の招集通知に記載されている議題・議案が異なっている事例がありました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、理事会で決議された評議員会の議題・議案と、実際の評議員会の議題・議案は一致させてください。	次回評議員会の開催通知から改善します。
			理事会及び評議員会の議事録について、議長、議事録署名人、理事長、監事の署名又は記名押印がなされていない議事録がありました。定款第14条、27条及び社会福祉法第45条の14第6項に基づき、必要な署名又は記名押印がなされた議事録を作成してください。	次回理事会、評議員会より改善します。
			計算書類の拠点区分ごとの附属明細書が作成されていませんでした。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、必要な附属明細書を作成してください。	令和3年度決算より作成します。
			経理規程について、附属明細書として作成する書類の種類が不足しています。社会福祉法人会計基準第30条に基づき修正してください。	令和3年12月理事会にて経理規程を改正しました。